

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則及び佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月22日

佐賀県公安委員会委員長 香 月 道 生

佐賀県公安委員会規則第14号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則及び佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則
(没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第1条 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年佐賀県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>佐賀県警察の警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号)第19条第3項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)第23条第1項の佐賀県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>佐賀県警察の警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号)第19条第3項、<u>不正競争防止法(平成5年法律第47号)第35条第3項</u>及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)第23条第1項の佐賀県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部改正)

第2条 佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成15年佐賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																		
<p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>根拠規定</th> <th>決裁事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>国際的な協力の下に規制薬</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	根拠規定	決裁事項	略			国際的な協力の下に規制薬	略		<p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>根拠規定</th> <th>決裁事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>国際的な協力の下に規制薬</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	根拠規定	決裁事項	略			国際的な協力の下に規制薬	略	
事務の種類	根拠規定	決裁事項																	
略																			
国際的な協力の下に規制薬	略																		
事務の種類	根拠規定	決裁事項																	
略																			
国際的な協力の下に規制薬	略																		

改正前		改正後		
物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）に規定する事務		物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）に規定する事務		
		不正競争防止法（平成5年法律第47号）に規定する事務	第35条第3項	公訴提起前の没収保全命令を請求することができる警部以上の警察官たる司法警察員の指定
行政手続法（平成5年法律第88号）に規定する事務（公安委員会が行政庁である場合における行政庁としての公安委員会の事務）	略	行政手続法（平成5年法律第88号）に規定する事務（公安委員会が行政庁である場合における行政庁としての公安委員会の事務）	略	
略		略		

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。